

高松市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成22年3月31日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	山下稔
同	辻正雄

平成21年度定期監査結果報告等について

第1 消防局定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成20年度および平成21年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
局	課 等	事 務	
消防局	総務課	平成20年度および平成21年4月1日から同年12月25日までの事務の執行および財務に関する事務の執行	平成21年12月28日から平成22年2月16日まで
	予防課		
	消防防災課		
	情報指令課		
	北消防署(朝日分署)		
	南消防署(香川分署)		
東消防署(牟礼分署)			
西消防署(綾川分署)			
三木消防署			

## (2) 監査の方法

平成20年度および平成21年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## (3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## (4) 今回の監査で指摘した事項

ア 行政財産の目的外使用許可および普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの

高松市文書規程第16条ならびに別表第2管財の項第1号および第5号では、内容変更を伴う行政財産の目的外使用許可の更新および普通財産の貸付けについては、財産活用課長等の審査を受けなければならないが、平成21年度電柱敷地の使用承認伺決裁では、その審査を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合には、同規程に基づき、適正に事務処理されたい。

また、当該決裁に添付されている行政財産使用許可申請書および普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項た

だし書および第27条第2項に規定する連帯保証人の記載がないにもかかわらず、同決裁には連帯保証人を立てさせない旨の根拠規定および理由が記載されていないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

(総務課)

イ 公有財産管理に係る事務処理を適正にすべきもの

平成21年度において使用許可の更新が必要な古高松消防分団第2部消防屯所ほか1件に係る電柱等の2次使用許可については、申請者から使用許可申請書が提出されているにもかかわらず、何ら処分が行われていないので、今後においては、所管する財産の管理について適正な事務処理の徹底を図られたい。

(総務課)

ウ 遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、消防局情報ネットワークシステム保守管理業務委託および高松市消防用無線通信機器等保守業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。

(総務課)

エ 適正な仕様書を作成すべきもの

平成20年度消防用設備等点検保守業務委託に係る仕様書では、点検保守業務は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」により行うとしているが、同告示は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての

報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」の制定に伴い廃止されているので、今後、同様の契約を締結する際には、適正な仕様書を作成されたい。

（総務課）

オ 委託契約書の仕様書を適正に作成すべきもの

北第1梯子車の車検委託契約においては、必要な整備を示した業者からの見積書が、見積徴取伺決裁に添付している仕様書と内容が異なっているにもかかわらず、そのまま委託契約を締結しているため、作業内容と契約内容に差異が生じているので、今後においては、契約書の仕様書と作業内容が合致するよう適正に事務処理されたい。

（総務課）

カ 保険料の歳出戻入に係る事務を適正にすべきもの

高松市会計規則第36条では、歳出の過払をした場合、返納金はその支出をした歳出科目に戻入しなければならないと規定しているが、平成20年度三木救急2号車の自動車共済解約に伴う返戻金を、同年度の歳出であるにもかかわらず、歳入科目である雑入として受け入れており、支出をした歳出科目に戻入していないので、今後においては、適正に事務処理されたい。

（総務課）

キ 浄化槽の管理を適正にすべきもの

浄化槽の管理については、定期検査として浄化槽法第10条第1項による保守点検および清掃、同法第11条第1項による水質検査が浄化槽管理者に義務付けられているが、西消防署綾川分署の浄化槽については、保守点検および水質検査は行われているものの、清掃が行われていないので、今後は、同法に基づき、適正な浄化槽の管理に努められたい。

（総務課）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 庁舎清掃業務委託に係る契約事務について

西消防署綾川分署庁舎清掃業務委託契約については、消防局・各署・分署・出張所および三木消防署庁舎清掃業務委託契約と履行場所が異なるものの、履行（契約）期間、清掃業務の内容が共通性の高いものであることから、今後においては、これらの業務を一本化して契約するなど、より効率的な事務処理に努められたい。

（総務課）

（２） 検収後の経費の支出について

東指令車の車両更新時の動態管理装置移設工事については、平成20年10月の車両更新時に当該工事に係る検収を行った後、同年度末に請求書が提出されたことを受け、経費支出に係る事務処理を行っているので、今後、同種の支出事務においては、検収に続いて支払が速やかになされるよう留意されたい。

（総務課）

（３） 補助金の実績確認について

高松市幼少年婦人防火委員会運営事業補助金に係る実績報告書では、同委員会から高松市婦人防火クラブ連絡協議会と高松市幼年・少年消防クラブ連絡協議会へ補助金を交付しているが、同委員会からの収支決算書や事業報告書だけでは、各連絡協議会の活動内容を把握できず、補助金交付の効果や必要性を検証する資料として不十分であると見受けられることから、今後においては、各連絡協議会に対しても実績報告書を提出させるなど、事業内容を確認し、補助金の透明性・適正性の確保を図られたい。

（総務課）

## 第2 水道局定期監査の結果に関する報告および意見

### 1 監査の結果に関する報告

#### (1) 監査の対象および期間

平成20年度および平成21年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
局	課 等	事 務	
水道局	経 営 企 画 課	平成20年度および平成21年4月1日から平成22年1月25日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理	平成22年1月26日から同年3月5日まで
	財 務 管 理 課		
	お 客 さ ま セ ン タ ー		
	水 道 整 備 課		
	給 水 維 持 課		
浄 水 課			

#### (2) 監査の方法

平成20年度および平成21年度の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

#### (3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行および事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 随意契約における見積徴取を適正にすべきもの

高松市水道事業会計規程第96条で準用する高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合は、なるべく2以上の者から見積書を提出させなければならないと規定しているが、早明浦ダム周辺ボランティア清掃活動に係る傷害保険については、前年度の履行状況が良好であることを理由として1者随意契約をしていることから、今後においては、適正に事務処理されたい。

(経営企画課)

イ 支出負担行為伺の財政審査を適正に受けるべきもの

高松市水道局事務決裁規程第5条および別表第1の備考第9項では、支出負担行為伺の決裁を受ける場合は財務管理課長の審査を受けるものと規定しているが、平成21年5月分給料や同6月分諸手当に係る支出負担行為伺の決裁では、同課長の審査に係る決裁印が押印されておらず、審査がなされているかを客観的に確認できない状態となっていたので、今後においては、適正に事務処理されたい。

(経営企画課)

ウ 行政財産の目的外使用許可および普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの

行政財産の目的外使用許可および普通財産の貸付けに際し、申請者から提出させる行政財産使用許可申請書および普通財産借受願に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書および第27条第2項の規定により、必要がないと認める理由を伺決裁に記載しなければならないが、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、理由を記載していないものが見受けられたので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これら

の事項を決裁に明記されたい。

(財務管理課)

エ 適正な契約書を作成すべきもの

産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項、同法施行令第6条の2第3号の規定により、また、特別管理産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、同法第12条の2第4項、同法施行令第6条の6第2号および第6条の2第3号の規定により、委託契約書に委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を規定しなければならないが、特別管理産業廃棄物（PCB）の収集運搬業務や川添浄水場産業廃棄物収集運搬処理業務に係る委託については、これらの条項が盛り込まれていない契約書および請書により契約を締結しているので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定により適正な契約書を作成されたい。

(浄水課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 広告料収入の確保について

第4次高松市行財政改革計画では、広聴広報体制の見直しの中で、水道局が発行する広報紙の発行回数増に伴う経費の一部を広告掲載による広告料収入により充当することとされ、平成20年度には高松市水道局広告掲載要綱を制定した後、業者と広報紙およびホームページ広告掲載業務の委託契約をして広告掲載料の収入を得たものの、平成21年度には、広報紙に広告を掲載する内容の広報紙製作委託契約としたため、委託料は軽減されているものの、水道局ホームページへの広告の掲示はなされず、収入は計上されていない現状が見受けられた。

今後においては、水道局のホームページで、より有用な情報の提供に努めることで、閲覧の実績を高めるとともに、適切な広告のあり方について検討し、定期的に広告掲載の募集を実施するなど、水道事業の財源確保に向けた取組にも努められたい。



(経営企画課)

(2) 水道の使用再開に係る事務処理について

水道の使用を中止している期間内において、無断で水道水が使用されていることが判明した際に、使用者の確認ができないまま給水停止を行っているが、それにより市民が何らかの影響を受けることも考えられることから、今後においては、水道の使用が正規の手続を経て再開されるよう使用者の調査を十分に行うなど、適切な事務処理に努められたい。

(お客さまセンター)

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 起案に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市文書規程第15条では、起案は、事案の件名、起案理由等を統合文書管理システムに登録し、同システムから出力された起案用紙を用いて行わなければならないと規定しているが、平成20年度(第65回)全選連四国支部定期総会の出席者負担金に係る支出伺決裁ほか4件では、同システムで出力した起案用紙を使用していないので、今後は、同規定に基づき、必要事項を同システムに登録するなど、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成22年2月25日)

全選連の出席者負担金等に係る支出伺決裁については、平成21年度分から統合文書管理システムに事案の件名、起案理由等に登録し、同システムから出力された起案用紙を用いて作成した。

(選挙管理委員会事務局選挙課)

第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 県外出張における日当支給について

(1) 意見を付した事項

平成19年9月11日付けの人事課長通知では、同年10月以降の

県外出張の際、外郭団体等から昼食の提供がある場合は、日当を半額に調整し支給するとしているが、平成20年度の出張命令簿の中に、当該事項について明確にされないまま決裁しているものが見受けられた。

今後、県外出張においては、当該事項の事前確認を行うとともに、それが行えない場合は旅費精算時に確認を行うなど、事務処理の明確化を図られたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年2月25日）

外郭団体等から昼食の提供がある県外出張の日当については、平成20年度の出張内容を再確認し、昼食の提供が判明したものは、日当の半額の返還処理を行った。また、平成21年度からは当該事項の事前確認を行い、昼食の提供がある場合には、日当を半額に調整して支給した。

（選挙管理委員会事務局選挙課）

2 業務委託契約における適切な見積徴取手続について

(1) 意見を付した事項

平成20年度寺井町団地外2団地空家ベランダ等清掃業務委託に伴う見積徴取では、4者による競争見積合せをしているが、見積徴取伺決裁に添付している業務委託積算表と各業者の見積書に記載されている数量がそれぞれ統一されておらず、適格性を欠いた事務処理となっているものが見受けられた。今後、同種の契約に係る見積徴取を実施するときは、より明確な仕様書を作成した上で、見積業者に対し見積内容の周知徹底を行うなど、適切な契約事務処理に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年3月17日）

見積徴取伺決裁に添付している業務委託積算表と各業者の見積書に記載されている数量がそれぞれ統一されていないものについては、平成21年度すみれ団地外2団地空家ベランダ等清掃業務委託に伴う見積徴取から、明確な仕様書を作成した上で、見積業者に対し見積内容の周知徹底を行うなど、適切な契約事務処理となるよう努めた。

（都市整備部住宅課）